

8つの目標の概念整理(案)

資料4-2

H29.8.1時点

	目標		解説文(案)	事前の備えが効果を発揮する期間
		改訂案		
目標1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。		あらゆる大規模自然災害による 直接死 (圧死、溺死、焼死、外傷性ショック死、救出不能に伴う死亡等)又はこれら直接死と同原因の重傷を負うことを 最大限回避 することを目指す。 主に、地震、津波などのハザードが発生しても、それと同時に被災するのをハードが守る状況(住宅の耐震化等)及び、ハザードの発生瞬間から公的な救助・支援が到達するまでの間、ハードが時間を稼ぎ、その間に自助・共助で避難・救助する状況を想定する。	主に、ハザードの発生瞬間から公的な救助が到達するまでの間
目標2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)とともに 被災者等の健康・避難生活環境が確実に確保される。	目標1の状況を乗り越えた生存者に関し、負傷者に対して 迅速に適切な救助・救急・医療措置 を行うこと(それがなされない場合の対応を含む)により命を守り、健康を回復させるとともに、負傷を逃れた被災者・避難生活者とその後の物資の不足や 不十分な避難生活環境のために肉体的、精神的又は社会的に健康を害すること、命を失うこと に対する 最大限の回避 を目指す。 「被災者・避難生活者」には、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、LGBT(性的少数者)等をはじめ、様々な被災者、避難生活者がいることに配慮する。 「避難生活環境」には、避難所での生活環境・衛生環境はもとより、車中泊や知人宅への身寄せ等での避難生活環境を広く含むものとする。	主に、ハザードの発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅(見なしを含む)が整うまでの間
目標3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。		大規模自然災害が発生した直後から、被害状況の把握や救助・支援活動等の 災害対応機能 (中央政府、出先機関及び地方公共団体等を含む)、諸外国対応など国家の根幹をなす 中枢機能 、及び、行政の業務継続計画に位置づけられた 非常時優先業務の執行機能 等、必要不可欠な行政機能を途絶えさせないこと及びそれら機能の強化(応援体制の実施等)を目指す。 なお「行政機能」には、災害対策基本法に基づく指定公共機関を含む。	主に、ハザードの発生直後から、行政の業務負荷がおおむね発災前の状況に戻るまでの間 台風などのハザードの種類によっては、大規模災害発生の懸念のあるハザード発生から発災(の懸念の解除)までの間の対応を含む。
目標4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	大規模自然災害が発生したときでも必要不可欠な情報通信機能・ 情報サービス は確保する。	防災・減災体制は、災害関連情報の収集・判断・周知に、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット並びに防災行政無線等の情報通信媒体、及び、それらを介した緊急地震速報などの各種情報サービス等が不可欠であり、これらの 情報通信機能 が麻痺せず、 常時活用できる状況 を目指す。 指定公共機関及び行政等が運用・活用する通信インフラに加え、行政による災害情報サービス及び災害時に活用が想定される SNSやプローブ情報の収集・提供など民間情報サービスの事業継続性 についても対象に含める。また、今日の日本経済は民間によるグローバルな経済活動規模が大きいことも鑑み、それらグローバルな取引に必要な情報通信機能(=国際回線)も対象に含める。	主に、ハザードの発生瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間
目標5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。		被災地 における経済活動を最大限維持する。特に国内外の 経済活動への影響が大きい生産機能 等の被害を最小限に留める。 また、被災地の経済活動の停止、被災地からのエネルギー供給の停止、陸上・海上・航空の交通分断等が生じた場合においても、 被災地外 における各経済主体がそれぞれの 代替性・代替手段を確保 でき、 我が国の経済活動が継続 する(サプライチェーン等が寸断されないことを含む)状況を目指す。 なお、日本経済はグローバルな経済活動規模が大きいことから、企業のグローバル経済活動の機能不全回避も対象とする。	主に、発災後、被災地の経済活動の停止、交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間
目標6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	大規模自然災害発生後であっても電気・ガス・上下水道、燃料 供給関連施設 、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留める とともに、早期に復旧させる。	被災地における安全安心な生活、経済活動を再開し、日常生活を取り戻すために必要な ライフライン (電気、ガス、上下水道)、輸入から小売りまでの 燃料供給関連施設 (タンカーバース、タンク、製油所、GS)、 交通ネットワーク (道路、鉄道、港湾、空港等)、防災インフラ(堤防等)等について、 被害を最小限に留めるとともに、速やかな安全確認と利用再開、被災インフラの早期復旧 (代替措置含む)がなされる状態を目指す。	主に、救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降
目標7	制御不能な二次災害を発生させない。		大規模自然災害により、通常の衛生状態や自然災害に対する 安全性が損なわれている環境下 において、別の自然災害や事故、火災、疫病等が発生し、 通常なら被害拡大を防止できたはずのもの が防止できず、被害が拡大していくことにならない状態を目指す。	主に、当初の人的物的被害が発生し脆弱性が高まっていることを認識した後、災害に係る当面の危機的状況後、目標6のライフライン等の復旧(代替措置含む)が終わるまでの間
目標8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	大規模自然災害発生後であっても、 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興 できる条件を整備する。	主に被災地における生活及び経済活動が、迅速かつ従前より強靱に(より安全で、より被災しにくく、より競争力の強い状態で) 復興 していく状態を目指す。なお、被災地には、物理的な被害はないものの、経済被害の及ぶ地域(日本全体の場合も想定される)を含む。 「迅速」には、復興事業に掲げた施設が完成することのみならず、復興に至る計画が速やかに合意形成され確定すること(将来が見通せること)、復興に至るまでの仮設住宅、仮店舗、仮工場が速やかに整うことも含むものとする。 「復興」には、住宅や工場等の再建、人口や生産高の回復のみならず、地域固有の文化・シンボルや生活及びその基盤となる地域コミュニティの維持、風評被害の収束、心の安定など、無形のものも含むもの	仮設住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降